第50回横浜市福祉のまちづくり推進会議資料1

令和５年７月10日

健康福祉局福祉保健課

車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けた取組について

福祉のまちづくり条例では、駐車場台数に応じて車いす使用者用駐車施設の設置が義務付けられていますが、「車いす使用者の方が利用したいのに停められない」、「他の障害やけがをされて歩行が困難な方にとって、車いす使用者用駐車施設そのものが使用しづらい」ことなどの御意見が寄せられています。

これまでも「思いやりパーキングマナー」として、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を働きかけているところですが、頂いた御意見を踏まえ、車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けた取組を次のとおり行っています。

１、ダッシュボード掲示物の見直し

思いやりパーキングマナーへの取組の一環として、車いす使用者をはじめ車いす使用者用駐車施設を利用する方が運転、同乗していることを示すダッシュボード掲示物を作成し、ホームページで公開しています。運用上、車いす使用者だけでなく、歩行に支障のある内部障害者や高齢者等が使用できることになっていますが、使用しづらいとの声が寄せられていることから、ダッシュボード掲示物の表記内容を見直し、ホームページを更新しました。

(1)掲示物について

従来のデザイン

「この車には、ドアを全開にして乗降りする運転者・同乗者がいます。」

車のドアを全開にして乗り込もうとする車いす使用者の図

「幅の広い駐車区画の利用に、ご理解ありがとうございます」

見直し後

右上に横浜市のロゴマーク

真ん中左に車のドアを全開にして乗り込もうとする車いす使用者の図

真ん中右に、杖使用者、松葉づえ使用者、内部障害者、妊産婦のピクトグラム

「この車には、ドアを全開にして乗降りする運転者・同乗者や、歩行が困難な運転者、同乗者がいます。幅の広い駐車区画の利用へのご理解ありがとうございます。」

下段、有効期限令和○年○月○日、横浜市健康福祉局

車のフロントガラスに、掲示物を置いた写真

(2)各障害者団体から出されたご意見

掲示物の見直しに際し、各障害者団体（横浜市身体障害者団体連合会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟）にお知らせし、以下の通りご意見をいただきました。

主な意見

車いす使用者用駐車施設そのものの数を増やして欲しい。

国のガイドラインで示されたダブルスペース方式を含めたパーキングパーミット制度の導入を早急に検討して欲しい。

マーク、文字は大きく掲示して欲しい。

ベビーカーを使用している方も標記できないか。

市外に出かけた時にも使用できるようにして欲しい。

ダブルスペース方式とは、車いす使用者用駐車施設だけでなく、優先駐車区画も併せて提供し、移動に配慮は必要な者に対する駐車区画を複数種類で運用する取組方式

優先駐車区画とは、車いす使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画

２、車いす使用者用駐車施設等調査について

車いす使用者用駐車施設等の現状や拡大に向けた施設管理者の課題などについて調査を実施します。

(1)調査対象

市内公共施設、市内の民間商業施設（大規模小売店舗、スーパーマーケット、ドラッグストア等）、病院など

(2)主な調査内容

駐車台数（利用者全体、うち車いす使用者用駐車区画数、優先駐車区画数）

いす使用者用駐車区画などの適正利用や増設への協力について

車いす使用者用駐車区画の運用で工夫していること、課題

事業者を対象としたヒアリング

３、今後の施策の検討（車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けて）

掲示物の変更などの車いす使用者用駐車施設の適正利用を広報よこはまやTwitterなどにより市民の皆様にお知らせします。

また、令和５年３月に「車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」が国土交通省から示され、パーキングパーミット制度や様々な駐車区画の確保について言及していますので、先の調査結果や県をはじめとした周辺自治体との動きを注視しつつ、検討を進めてまいります。